

とであります。

以上の方針のもとに昭和五十一年度の地方財政計画を策定いたしました結果、歳入歳出の規模は、二十五兆二千五百九十五億円となり、前年度に対し、三兆七千七億円の、一七・二％の増加となっております。

以上が昭和五十一年度地方財政計画の概要であります。

○小山委員長 次に、補足説明を求めます。首藤財政局長。

○首藤財政局長 昭和五十一年度地方財政計画の概要につきましては、ただいま自治大臣から御説明いたしましたとおりであります。なお、若干の点につきまして補足して御説明いたします。

(規模)

明年度の地方財政計画の規模は、二十五兆二千五百九十五億円、前年度に比較しまして三兆七千七億円の、一七・二％の増加となっております。

(歳入)

次に歳入について御説明いたします。

まず、地方税の収入見込み額であります。道府県税四兆二千六百二十六億円、市町村税四兆六千二百四十四億円、合せて八兆八千八百三十億円でございます。前年度に比べて二十億円の減少となっております。その内訳は、道府県税については、三千百十五億円、六・八％の減少、市町村税については三千九十五億円、七・二％の増加となっております。

なお、地方税につきましては、住民税の均等割及び自動車関係諸税の税率の引き上げ等により二千四百六十六億円の増収を見込む一方、住民税所得割等について二千三百六十七億円の減税を行うこととしております。

地方譲与税につきましては、総額二千九百五十二億円となっております。

次に地方交付税であります。国税三税の三・一％に相当する額から昭和四十九年度分の精算額を控除した額三兆八千九百七億円の臨時地方特例交付金六百三十六億円及び資金運用部からの借り入

れ一兆三千四百一十一億円を加算いたしまして、総額五兆一千八百七十四億円を確保いたしております。

国庫支出金につきましては、総額六兆四千六百二十六億円、前年度に比して九千二百五十九億円、一六・七％の増加となっております。これは、生活扶助基準の引き上げ、児童保護、老人医療等の公費負担の充実等社会福祉関係国庫補助負担金、公共事業費補助負担金、義務教育費国庫負担金の増などが主なものであります。

次に地方債でございます。普通会計分の地方債発行予定額は、二兆九千六百六十九億円、前年度に比して一兆六千四百二十一億円、一八・八％の増加となっております。このように地方債が大幅に増加しているのは、地方財源の不足に対処するための地方債一兆二千五百億円を発行することとしているからであります。

地方債計画全体の規模は四兆八千十億円、前年度に比して一兆九千六百六十億円、六九・三％の増加となっております。

地方債計画の基本方針といたしましては、景気回復を指向しつつ、住民生活に直接の影響を持つ事業を重点的に推進するとともに地方財源の不足に対処することといたしております。

最後に、使用料及び手数料等ありますが、これは最近における実績の増加率及びその適正化等を考慮して計上いたしております。

その結果、歳入構成におきましては、地方税が前年度の四一・二％に対し、六・〇％減の三五・二％となり、これに地方交付税及び地方譲与税を加えた一般財源は前年度の六二・八％から五六・九％へと歳入構成比率が低下し、反面地方債は前年度の五・九％に対し五・六％増の一・五％とウエートが大幅に高まっております。

(歳出)

次に歳出について御説明いたします。まず、給与関係経費についてであります。総額は八兆七千六百六十九億円、前年度に比して一六・五％の伸びを示しております。これに関

連いたしまして、職員数については、教育、警察、消防、社会福祉、清掃関係の職員を中心に約二万八千八百人の増員を図ると同時に、国家公務員の定員削減の方針に準じ、約七千五百人の定員合理化を行うこととしております。また、本年度においても、地方の実態を考慮し、職員数の規模は正七万五千人を見込むこととしております。

次に、一般行政経費につきましては、総額五兆五千三百三十億円、前年度に比して六千九百一十一億円、一四・三％の増加となっております。このうち国庫補助負担金を伴うものは二兆八千八百三十四億円、前年度に比して四千四百二十四億円、一八・一％の増加となっております。この中には、生活扶助基準の引き上げ等を図っている生活保護費、児童福祉費、老人福祉費などが含まれております。

国庫補助負担金を伴わないものは二兆六千四百九十六億円、前年度に比して二千四百八十七億円、一〇・四％の増加となっております。この中では、社会福祉関係経費を充実するほか、公害対策関係経費として三百七十億円、災害等年度途中における追加財政需要等に對する財源留保として三千億円を計上いたしております。

なお、内部管理的な一般行政経費は極力抑制することといたしております。

公債費は、総額一兆三千九百九十七億円、前年度に比して四千三百三十三億円、四四・八％の増加となっております。

次に、維持補修費につきましては、補修単価の上昇等の事情を考慮するとともにできるだけその抑制を図ることといたしまして、前年度に比して二百四十四億円の増額を見込み、四千百十億円を計上しております。

投資的経費につきましては、総額八兆四千七百五十三億円であり、前年度に比して、一兆三千九百七十五億円、一九・七％の増加となっております。これは、経済の現況にかんがみ、公共投資の充実を図った結果であります。直轄、公共、失業対策の各事業は国費と合わせて執行されるも

のであります。明年度においては、公共投資充実の方針のもとに一・九・三％の増加となっております。

一般事業費及び特別事業費のいわゆる地方単独事業費は、総額三兆七千九百四十八億円、前年度に比して、六千五百八十一億円、二一・〇％の増加となっております。この単独事業の中には、明年度において臨時に地方債をもって措置する市町村の単独道路整備事業二千億円が含まれております。また、廃棄物処理施設二・六％、人口急増対策三・七％、過疎対策一・八・九％増等生活関連施設の整備充実を図るほか、治山、治水二・二・二％増等国土保全にも努めることとしております。

また、公営企業繰出金につきましては、地下鉄、上下水道、病院等国民生活に不可欠なサービスを供給している事業について総額四千八百三十六億円を計上いたしております。

その結果、歳出構成におきましては、給与関係経費は三四・五％で、前年度に対し〇・二％の減少となっております。反面、投資的経費は前年度三二・八％から〇・八％増加し、三三・六％となっております。

以上をもちまして、地方財政計画の補足説明を終わらせていただきます。

○小山委員長 以上で説明は終わりました。

○小山委員長 次に、本日付託になりました内閣提出に係る地方交付税法等の一部を改正する法律案及び去る三月三十一日に付託になりました内閣提出に係る地方交付税法等の一部を改正する法律案の両案を議題とし、提案理由の説明を聴取いたします。福田自治大臣。

地方交付税法等の一部を改正する法律案
地方財政法等の一部を改正する法律案

〔本号末尾に掲載〕

○福田(一)國務大臣 ただいま議題となりました
地方交付税法等の一部を改正する法律案の提案理
由とその要旨について御説明申し上げます。

昭和五十一年度分の地方交付税については、地
方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額につ
いて特例を設けるとともに、社会福祉の向上、教
育の充実等に要する財源の確保を図るため、普通
交付税の算定に用いる単位費用を改定する等の必
要があります。また、昭和五十一年度に限り、地
方財政法第五条の規定による場合のほか、適正な
財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てる
ための地方債を起すことができることとする
とともに、公営競技を行う地方団体の公営企業金融
公庫に対する納付金の納付期間を延長するほか、
新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備
等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずること
とする等の必要があります。

以上が、この法律案を提出いたしました理由で
あります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申
上げます。

まず第一は、地方交付税法の一部改正に関する
事項であります。

昭和五十一年度分の地方交付税の総額について
は、現行の法定額に、一般会計から交付税及び譲
与税特別会計に繰り入れられる六百三十六億円及
び同特別会計において借り入れられる一兆三千百
四十一億円を合算した額とともに、借入額
一兆三千百四十一億円については、昭和五十四年
度から昭和六十一年度までの各年度に分割して償
還することとしております。

次に、昭和五十一年度の普通交付税の算定方法
については、児童福祉、老人福祉対策等、社会福
祉施策の充実に要する経費の財源を措置すること
にも、教職員の定数の増加、教員給与の改善、教

育施設の整備等教育水準の向上に要する経費を増
額し、また、市町村道、清掃施設等住民の生活に
直結する公共施設の計画的な整備を進めることに
するほか、過密対策、過疎対策、交通安全対策、
消防救急対策、防災対策等に要する経費を充実
し、あわせて投資的経費については地方債振りか
え後の所要経費を措置することとしております。
さらに、昭和五十一年度において、法人関係税の減
収補てんのため特別に発行を許可された地方債に
係る元利償還金を基準財政需要額に算入するた
め、地方税減収補てん償還費を設けるとともに
、特別交付税について、その算定期間及び交付
時期を毎年度十二月中及び三月中の二回に分けて
行うこととしております。

第二は、地方財政法及び公営企業金融公庫法の
一部改正に関する事項であります。

まず、昭和五十一年度においては、地方財源の
不足に対処するための地方債を発行することとい
たしておりますが、この場合において、地方団体
は、地方財政法第五条の規定により起す地方債
のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされ
る財源に充てるための地方債を起すことができ
る旨の特例を設けることとしております。

次に、公営競技を行う地方団体の公営企業金融
公庫に対する納付金の納付期間を昭和六十年度ま
で延長するとともに、公営企業健全化基金の運用
収益が地方債の利子の軽減に充てる金額に不足す
る場合においては、当該年度に納付された納付金
の額を限度としてこれを取り崩して当該不足額を
埋めることができることとするほか、公営企業金
融公庫の余裕金運用の効率化を図るため、その運
用範囲を拡大し、新たに、地方債、金融債等を加
えることとしております。

第三は、新産業都市建設及び工業整備特別地域
整備のための国の財政上の特別措置に関する法律
の一部改正及び首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊
整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置
に関する法律の一部改正に関する事項でありまし

て、これらの法律に基づく国の財政上の特別措置
を引き続き講ずることとし、その適用期間を五年
間延長しようとするものであります。

以上が、地方交付税法等の一部を改正する法律
案の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あら
んことをお願い申し上げます。

次に、地方財政法等の一部を改正する法律案の
提案理由とその要旨について御説明申し上げます。

地方財政法は、第十条ないし第十条の三におい
て、国がその全部または一部を負担する経費を定
め、かつ第十一条において当該経費の種目、算定
基準及び負担割合を法律または政令で定めなけれ
ばならないと規定いたしておりますが、今回、国
がその全部または一部を負担すべき経費の範囲に
つき整理を行い、あわせて関係法律における国庫
負担に関する規定を整備する等の必要がありま
す。

以上が、この法律案を提出いたしました理由で
あります。

次に、この法律案の内容につきまして御説明申
上げます。

まず第一は、地方財政法の一部改正に関する事
項であります。

耕地培養に要する経費、家畜保健衛生所に要す
る経費及び畜産検定所に要する経費については、地
方財政法第十条に定める国の負担対象経費から除
くこととしております。

第二は、農業協同組合法、農業災害補償法、水
産業協同組合法、土地改良法、森林病虫害等防除
法、植物防疫法、農業委員会等に関する法律、森
林法及び主要農作物種子法について、地方公共団
体に対する国庫負担に関する規定の整備等を行う
こととしております。

第三に、補助金等の臨時特例等に関する法律
中、公営住宅の工事費についての国の補助率の特
例に関する規定を削ることとしております。

以上が、地方財政法等の一部を改正する法律案
の提案理由及びその要旨であります。

何とぞ、慎重御審議の上、速やかに御可決あら
んことをお願い申し上げます。

○小山委員長 以上で提案理由の説明は終わりに
した。

この際、暫時休憩いたします。

午後三時四十三分休憩

午後四時四十八分開議

○小山委員長 休憩前に引き続き会議を開きま
す。

この際、参考人出席要求に関する件についてお
諮りいたします。

地方交付税法等の一部を改正する法律案の審査
のため、参考人の出席を求め意見を聴取いたした
いと存じますが、これに御異議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○小山委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

なお、参考人の人選、出席日時等につきまして
は、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異
議ありませんか。

〔異議なしと称する者あり〕

○小山委員長 御異議なしと認めます。よって、
さよう決しました。

次回は、公報をもってお知らせすることとし、
本日は、これにて散会いたします。

午後四時四十九分散会

地方交付税法等の一部を改正する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律

(地方交付税法の一部改正)

第一条 地方交付税法(昭和二十五年法律第二百
十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表道府県の項中「係留施設」を「けい留施設」に、「外郭施設」を「外かく施設」に、「(2) 投資的経費」を「(2) 投資的経費」に、人口

「九 特別事業償還費」公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「九 特別事業償還費」公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 地方税減収補てん債」地方税の減収補てんのため昭和五十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 特別事業償還費」公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十 特別事業償還費」公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため昭和四十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「十一 地方税減収補てん債」地方税の減収補てんのため昭和五十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「改め、同条第二項の表中第十三号を削り、第十四号を第十三号とし、第十五号から第二十七号までを一号ずつ繰り上げ、同表第二十八号中「農林大臣が行った最近の調査」を「最近の世界農業センサス」に改め、同表第二十七号とし、同表第二十九号から第三十八号までを一号ずつ繰り上げ、同表に次の一号を加える。

「三十八 地方税の減収補てん債」道府県に於ては道府県民税の法人税割及び法人の行の事業に於ては事業税の減収補てんのため昭和五十一年度において特別に発行を許可された地方債の額の八十に相当する額、市町村に於ては市町村民税の法人税割の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の七十五に相当する額

第十三条第五項の表道府県の項中「係留施設」を「けい留施設」に、「外郭施設」を「外かく施設」に、「(2) 投資的経費」を「(2) 投資的経費」に、人口

「七 災害復旧費」災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

「七 災害復旧費」災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

「八 地方税減収補てん債」地方税の減収補てんのため昭和五十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

「改め、同表市町村の項中「係留施設」を「けい留施設」に、「外郭施設」を「外かく施設」に、「(2) 投資的経費」を「(2) 投資的経費」に、人口

「七 災害復旧費」災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

「七 災害復旧費」災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金

「八 地方税減収補てん債」地方税の減収補てんのため昭和五十一年度において特別に発行を許可された地方債の額

第十四条第三項の表市町村の項中「前年度における事業所税の課税標準額」の下に「(当該年度において新たに事業所税を課することとなる市に於ては、当該年度における事業所税の課税標準額となるべき事業所床面積及び従業者給与総額並びに新増設事業所床面積)を加える。

第十五条第一項中「補てん」を「捕そく」に、「因り」を「より」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 自治大臣は、自治省令で定めるところにより、前項の規定により各地方団体に交付すべき特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額の三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

第十五条第三項中「前項」を「前項前段」に、「決定し、又は変更した」を「決定した」に改める。

第十六条第一項の表中「二月 特別交付税の全額」を

十二月中に自治大臣が決定する額

三月中に自治大臣が決定する額

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を附則第二条とし、同条に見出しとして「(関係法律の廃止)」を付する。

附則第三項及び第四項を削る。

附則第五項を附則第三条とし、同条に見出しとして「(法人関係税に係る基準税額の算定方法の特例)」を付し、同条に次の一項を加える。

2 昭和五十一年度に限り、前項中「当該税目に係る前年度分又は前前年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税中法人税割及び事業税中法人の行の事業に対する事業税に於ては当該税目に係る昭和五十一年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を、市町村民税中法人税割に於ては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額をそれぞれ控除した額」と、「当該前年度又は当該前前年度」とあるのは「同年度」と、「当該年度」とあるのは「昭和五十一年度」とする。

附則第六項を附則第四条とし、同条に見出しとして「(昭和四十六年度分の交付税の総額の特例)」を付する。

附則第七項を附則第五条とし、同条に見出しとして「(昭和四十七年度分の交付税の総額の特例)」を付する。

附則第八項中「昭和四十八年度から昭和五十一年度まで」を「昭和四十八年度から昭和五十一年度まで」に改め、「昭和四十八年度から昭和五十一年度までの各年度に於ては第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を減額した額」を削り、同項を附則第六条第一項とし、附則第九項を同条第二項とし、附則第十項中「附則第八項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同

き特別交付税の額を、毎年度、二回に分けて決定するものとし、その決定は、第一回目は十二月中に、第二回目は三月中に行わなければならない。この場合において、第一回目の特別交付税の額の決定は、その総額が当該年度の特別交付税の総額の三分の一に相当する額以内の額となるように行うものとする。

第十五条第三項中「前項」を「前項前段」に、「決定し、又は変更した」を「決定した」に改める。

第十六条第一項の表中「二月 特別交付税の全額」を

十二月中に自治大臣が決定する額

三月中に自治大臣が決定する額

附則第一項を附則第一条とし、同条に見出しとして「(施行期日)」を付する。

附則第二項を附則第二条とし、同条に見出しとして「(関係法律の廃止)」を付する。

附則第三項及び第四項を削る。

附則第五項を附則第三条とし、同条に見出しとして「(法人関係税に係る基準税額の算定方法の特例)」を付し、同条に次の一項を加える。

2 昭和五十一年度に限り、前項中「当該税目に係る前年度分又は前前年度分の基準税額」とあるのは、「道府県民税中法人税割及び事業税中法人の行の事業に対する事業税に於ては当該税目に係る昭和五十一年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の八十に相当する額を、市町村民税中法人税割に於ては当該税目に係る同年度分の基準税額から当該税目の減収補てんのため同年度において特別に発行を許可された地方債の額の百分の七十五に相当する額をそれぞれ控除した額」と、「当該前年度又は当該前前年度」とあるのは「同年度」と、「当該年度」とあるのは「昭和五十一年度」とする。

附則第六項を附則第四条とし、同条に見出しとして「(昭和四十六年度分の交付税の総額の特例)」を付する。

附則第七項を附則第五条とし、同条に見出しとして「(昭和四十七年度分の交付税の総額の特例)」を付する。

附則第八項中「昭和四十八年度から昭和五十一年度まで」を「昭和四十八年度から昭和五十一年度まで」に改め、「昭和四十八年度から昭和五十一年度までの各年度に於ては第一号に掲げる額から第三号に掲げる額を減額した額」を削り、同項を附則第六条第一項とし、附則第九項を同条第二項とし、附則第十項中「附則第八項第三号」を「第一項第三号」に改め、同項を同

条第三項とし、同条に見出しとして「昭和四十八年度から昭和五十年年度までの各年度分の交付税の総額の特例」を付し、同条の次に次の二条を加える。

(昭和五十一年度分の交付税の総額の特例)

第七條 昭和五十一年度分限り、同年度分として交付すべき交付税の総額は、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を減額した額とする。この場合において、第三号及び第四号の借入金額については、前条第三項の規定を準用する。

一 第六條第二項の規定により算定した額
二 一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れられる臨時地方特例交付金の額 六百三十六億円
三 昭和五十一年度における借入金額の額に相当する額
四 昭和五十一年度における借入金額の額に相当する額

昭和五十一年度から昭和六十一年年度までの各年度分の交付税の総額の特例

第八條 昭和五十一年度から昭和六十一年年度までの各年度分限り、当該各年度分として交付すべき交付税の総額は、昭和五十一年度から昭和五十五年年度までの各年度に於ては、第一号から第三号までに掲げる額の合算額から第四号に掲げる額を減額した額とし、昭和五十六年度から昭和六十一年年度までの各年度に於ては、第一号に掲げる額と第三号に掲げる額との合算額から第四号に掲げる額を減額した額とする。この場合において、第三号及び第四号の借入金額については、附則第六條第三項の規定を準用する。

一 第六條第二項の規定により算定した額
二 次の表の上欄に掲げる当該各年度に於ける当該下欄に掲げる金額

年 度	金 額
昭和五十二年	百二十四億円
昭和五十三年	四百七十億円
昭和五十四年	五百三十六億円
昭和五十五年	五百四十九億六千万円

三 当該各年度における借入金額の額に相当する額

四 当該各年度の前年度における借入金額の額に相当する額

2 前項第二号の規定により加算すべき額は、地方財政の状況等に応じ、別に法律で定めるところにより変更することができる。

附則第十一項及び第十二項を削る。

附則第十三項を附則第九條第一項とし、附則第十四項を同条第二項とし、同条の前に見出しとして「(特別の地方債の償還費に係る基準財政需要額の算定方法の特例)」を付する。

附則第十五項を附則第十條第一項とし、附則

第十六項を同条第二項とする。
附則第十七項を附則第十一條第一項とし、附則第十八項を同条第二項とする。
附則第十九項を附則第十二條第一項とし、附則第二十項を同条第二項とする。
附則第二十一項中「昭和五十年年度」を「昭和五十一年度」に改め、同項を附則第十三條とし、同条に見出しとして「(沖繩県に係る基準財政需要額の算定方法の特例)」を付する。
附則第二十二項を削る。
別表を次のように改める。
別表(第十二條関係)

地方団体の種類	経費の種類	測定単位	単 位	費 用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき	四、三二九、〇〇〇円
	二 土木費			
	1 道路橋りょう			
	(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	一四五、〇〇〇
	(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	二、二二九、〇〇〇
	2 河川費			
	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	四四、七〇〇
	(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	一四二、〇〇〇
	3 港湾費			
	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき	一四、八〇〇
	(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)の延長	一メートルにつき	二、四三〇
	4 その他の土木費			
	(1) 経常経費	人口	一人につき	四〇六
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	六〇四
	三 教育費			
	1 小学校費	教職員数	一人につき	二、一八三、〇〇〇
	2 中学校費	教職員数	一人につき	二、一九〇、〇〇〇
	3 高等学校費	教職員数	一人につき	三、九三一、〇〇〇
四	(1) 経常経費	生徒数	一人につき	二四、四〇〇
	(2) 投資的経費	生徒数	一人につき	一三、七〇〇
	4 その他の教育費	人口	一人につき	一、四三〇
	厚生労働費			
	1 生活保護費	盲学校、聾学校及び養護学校の幼児、児童及び生徒の数	一人につき	一、一六三、〇〇〇
	2 社会福祉費	町村部人口	一人につき	二、五二〇
	(1) 経常経費	人口	一人につき	一、六七〇
	(2) 投資的経費	人口	一人につき	二七〇

二 土木費					
1	道路橋りよう費	道路の面積	千平方メートルにつき		
(1)	經常經費	道路の延長	六、〇〇〇		
(2)	投資的經費	道路の延長	一キロメートルにつき 二〇六、〇〇〇		
2	港湾費	港湾（漁港を含む） の延長 におけるけい留施設 の延長 における外かく施設の 延長	一メートルにつき 一二、七〇〇		
(1)	經常經費		二、四三〇		
(2)	投資的經費				
3	都市計画費	都市計画区域における人口	一人につき 三三一		
(1)	經常經費	都市計画区域における人口	一人につき 三六一		
(2)	投資的經費	都市計画区域における人口			
4	公園費	人口	一人につき 七八		
(1)	經常經費	人口	一人につき 二九七		
(2)	投資的經費	人口集中地区人口	一人につき 一一〇		
5	下水道費				
6	その他の土木費				
三 教育費					
1	小学校費	児童数	一人につき 一五、二〇〇		
(1)	經常經費	学級数	一学級につき 三一〇、〇〇〇		
(2)	投資的經費	学校数	一校につき 二、九七七、〇〇〇		
		学級数	一学級につき 二五二、〇〇〇		
2	中学校費	生徒数	一人につき 一三、五〇〇		
(1)	經常經費	学級数	一学級につき 四〇七、〇〇〇		
(2)	投資的經費	学校数	一校につき 二、九七三、〇〇〇		
		学級数	一学級につき 二五二、〇〇〇		
3	高等学校費	教職員数	一人につき 四、〇四七、〇〇〇		
(1)	經常經費	生徒数	一人につき 二四、一〇〇		
(2)	投資的經費	学級数	一学級につき 一三、七〇〇		
(2)	投資的經費	生徒数	一人につき		

費	人口	一人につき	二、六九〇
4 その他の教育費	人口	一人につき	七一
(1) 經常經費	人口	一人につき	二、二八〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	一、七五〇
3 保健衛生費	人口	一人につき	二七〇
4 清掃費	人口	一人につき	七八六
(1) 經常經費	人口	一人につき	二、二五〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	二八〇
5 労働費	失業者数	一人につき	三三一、〇〇〇
五 産業經濟費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	一七、六〇〇
(1) 經常經費	農家数	一戸につき	三、五六〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	三八六
2 商工行政費	人口	一人につき	一、六〇〇
3 その他の産業經濟費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	七、〇五〇
(1) 經常經費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一、二五
(2) 投資的經費	市町村税の税額	一世帯につき	二、五七〇
六 その他の行政費	世帯数	一人につき	五、一六〇
1 徴稅費	人口	一人につき	二六八、〇〇〇
2 戸籍住民基本台帳費	人口	一人につき	二八〇
3 その他の諸費	面積	一平方キロメートルにつき	五七、八〇〇
(1) 經常經費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇
(2) 投資的經費	人口	一人につき	二五〇
七 災害復旧費	災害復旧事業費の財源に充てるため発行を許可された地方債に係る元利償還金	千円につき	
八 特定債償還費	公共事業費等特定の事業費の財源に充てるため発行を許可する	千円につき	

（地方財政法の一部改正）

第二条 地方財政法（昭和二十三年法律第九

号)の一部を次のように改正する。

第三十二條の二の見出し中「行なう」を「行う」に改め、同条中「昭和五十四年度」を「昭和六十年年度」に、「行なう」を「行う」に改める。

第三十三條の二を次のように改める。

第三十三條の一 昭和五十一年度に限り、地方

公共団体は、第五條第一項ただし書の規定により起こす地方債のほか、適正な財政運営を

行方につき必要とされる財源に充てるため、地方交付税法第十一条に定める方法に準ずる

ものとして自治省令で定める方法により算定した額の範囲内で、地方債を起すことができる。

(公営企業金融公庫法の一部改正)

第三条 公営企業金融公庫法（昭和三十二年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項中「(以下)」の下に「この意及び第三十条において」を加える。

第二十八条の四第三項中「組み入れられた額の下に」及びその不足する事業年度に納付され

た第二十八条の二第二項に規定する納付金の額

九 辺地対策事業債
償還費

十 特別事業債償還費

十一 地方税減収補てん債償還費

れた地方債に係る元
利償還金
辺地対策事業費の財
源に充てられるため発行
を許可された地方債
に係る元利償還金
公共事業等特定
事業費の財源に充て
るため昭和四十一年
度から特別に釐年
行を許可された地方
債の額
地方税の減収補てん
のため昭和五十年
において特別に発行
を許可された地方債
の額

千円にせよ

千円につき

千円につき

七五

の合計額」を加える。

第三十一条第一号を次のように改める。

一、國債証券、地方債証券、政府保証証券

(その元本の償還及び利息の支払について政府が保証する債券をいう。)又は銀行、農林中央金庫若しくは商工組合中央金庫の發行する債券の保有

(新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正)

第四条 新産業都市建設及び工業整備特別地域整備のための国の財政上の特別措置に関する法律（昭和四十年法律第七十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に、「昭和五十五年度」を「昭和五十五年度」に、「昭和五十五年度」を「昭和六十年年度」に改める。

第三案中「昭和五十年度」を「昭和五十五年度」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

〔首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律の一部改正〕

第五条 首都圏、近畿圏及び中部圏の近郊整備地

第三條第一項中「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に、「こえる」を「超える」に、「昭和五十年年度」を「昭和五十五年年度」に改め、同条第二項中「こえる」を「超える」に、「昭和五十五年年度」を「昭和六十年年度」に改める。

第四條中「昭和五十年年度」を「昭和五十五年年度」に、「行ない」を「行い」に、「行なう」を「行う」に改める。

2 第二條の規定による改正後の地方交付税法第十四条第一項及び第二項、第十三条第五項、第十四条第三項、第十五条第二項及び第三項、第十六条第一項並びに別表の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

3 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九年法律第百三三号）の一部を次のように改正する。

年 度	控	除	額
昭和五十二年度	昭和四十八年度分等の借入金 限度額に係るもの	その他のもの	
昭和五十三年度	百二十四億円	八百五十億円	
昭和五十四年度	四百七十億円	二千二十億円	
昭和五十五年度	五百三十六億円	二千二百九十億円	
昭和五十六年度	五百四十九億六千万円	二千五百九十億円	
昭和五十七年度		二千九百二十億円	
昭和五十八年度		三千二百九十億円	
昭和五十九年度		三千七百二十億円	
昭和六十年度		四千百九十九億八千万円	

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和五十九年度まで」を「昭和四十六年度から昭和六十年年度まで」に、「昭和五十九年度分及び昭和五十

一年度分にあつては昭和四十八年度分等の借入金限度額に一兆千百九十九億八千万円を加算した額、昭和五十二年分から昭和五十九年度までの各年度分にあつては昭和四十八年度分等の借入金限度額に一兆千百九十九億八千万円を加算した額」を「昭和五十年年度分にあつては昭和四十八年度分等の借入金限度額に一兆千百九十九億八千万円を加算した額（以下「昭和五十年年度の借入金限度額」という。）、昭和五十一年年度分にあつては昭和五十一年度分の借入金限度額に一兆三千百四十一億円を加算した額（以下「昭和五十一年度分の借入金限度額」という。）、昭和五十二年度から昭和六十年年度までの各年度分にあつては昭和五十一年度分の借入金限度額」に改め、同項の表を次のように改める。

4 昭和四十九年度分の地方交付税の特例に関する法律（昭和四十九年法律第百十号）の一部を次のように改正する。

第一条中「附則第八項」を「附則第六條第一項」に改める。

5 昭和五十年度における地方交付税及び地方債の特例に関する法律（昭和五十年法律第七十七号）の一部を次のように改正する。

6 第一条第一項中「附則第八項」を「附則第六
条第一項」に改める。
石油コンビナート等災害防止法（昭和五十年
法律第八十四号）の一部を次のように改正す

附則第四項及び第五項を次のように改める。
(地方交付税法の一部改正)

4 地方交付税法の一部を次のように改正する。

附則中第十三条を第十四条とし、第十二条の次に次の一条を加える。

第十三条 当分の間、地方団体に対して交付すべき地方交付税の額の算定に用いる基準財政需要額は、第十一条の規定によつて算定した額に、次の表に掲げる経費の種類に係る測定単位の単位費用に次項の規定により算定した測定単位の数値を乗じて得た額を加算した額とする。

2 前項の測定単位の数値は、次の表の上欄に掲げる算定の基礎により同表の下欄に掲げる表示単位に基づいて、自治省令で定めるところにより算定する。

経費の種類	測定単位	単位費用
石油コンビナート等特別 防災区域に係る緑地等の 設置のための地方償還 費	石油コンビナート等特別 防災区域に係る緑地等 の設置のための事業費 の財源に充てるため発行 を許可された地方債に係 る元利償還金	千円につき 五〇〇〇〇円

5 前項の規定による改正後の地方交付税法附則第十三条の規定は、昭和五十一年度分の地方交付税から適用する。

理由

地方財政の状況にかんがみ、地方団体の財源の充実を図る等のため、地方交付税の単位費用を改

定し、昭和五十一年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、同年度に限り、地方財政法第五條第一項ただし書の規定による場合のほか、適正な財政運営を行うにつき必要とされる財源に充てるための地方債を起すことができることとし、あわせて、新産業都市の建設、首都圏の近郊整備地帯の整備等に係る財政上の特別措置を引き続き講ずることとする等の必要がある。これが、

この法律案を提出する理由である。

地方財政法等の一部を改正する法律案

地方財政法等の一部を改正する法律

(地方財政法の一部改正)

第一条 地方財政法(昭和二十三年法律第九号)

の一部を次のように改正する。

第十条第十号中「水産協同組合」を「水産業協同組合」に改め、同条第十四号の二を削り、同条第十六号を次のように改める。

十六 削除

第十八号を次のように改める。

十八 削除

(農業協同組合法の一部改正)

第二条 農業協同組合法(昭和二十二年法律第三十二号)の一部を次のように改正する。

第九十七条の次に次の一条を加える。

第九十七条の二 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第九十四条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。

(農業災害補償法の一部改正)

第三条 農業災害補償法(昭和二十二年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第五章の二中第四百二十二条の七の次に次の一条を加える。

第四百二十二条の八 国庫は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第四百二十二条の二から第四百二十二条の四までの規定による検査に要する経費の一部を補助する。

(水産業協同組合法の一部改正)

第四条 水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六条の次に次の一条を加える。

(国の補助)

第二百二十六条の二 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行

う第二百二十三条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。

(土地改良法の一部改正)

第五条 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)の一部を次のように改正する。

第二百二十六条の前の見出しを「(国の補助)」に改め、同条第一項中「農用地の改良、開発、保全又は集団化を行う者に対して補助金を交付することができる」を「都道府県に対し、政令で定めるところにより、土地改良事業につき、都道府県が自ら行う場合にあつてはその要する費用の一部を、市町村その他政令で定める者が行う場合にあつてはその者に対し都道府県が補助する費用の一部を補助する」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

第二百二十七条から第三百三十条までを次のように改める。

第二百二十七条から第三百三十条まで 削除

第三百三十八条第三号中「第二百二十七条第一項」を削り、同条第四号中「第二百二十七条第一項又は」を削る。

(森林病害虫等防除法の一部改正)

第六条 森林病害虫等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第九条中「予算の定める範囲内において」を「政令で定めるところにより」に、「補助することができ」を「補助する」に改める。

(植物防疫法の一部改正)

第七条 植物防疫法(昭和二十五年法律第五十一号)の一部を次のように改正する。

第三十二条第七項を次のように改める。

7 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、病害虫防除所の職員に要する経費の二分の一を補助する。

第三十四条及び第三十五条を次のように改める。

(監督及び補助)

第三十四条 農林大臣は、防除のため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、前

条第一項の病害虫防除員に関し、必要な事項を命じ、又は必要な報告を求めることができる。

2 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、前条第一項の病害虫防除員その他発生予防事業に従事する都道府県の職員(病害虫防除所の職員を除く)に要する経費の二分の一を補助する。

第三十五条 削除

(農業委員会等に関する法律の一部改正)

第八条 農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「毎年度予算の範囲内において、左に」を「政令で定めるところにより、次に」に改める。

(森林法の一部改正)

第九条 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)の一部を次のように改正する。

第八十四条の二の次に次の一条を加える。

(国庫の補助)

第八十四条の三 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、都道府県知事が行う第八十条の規定による検査に要する経費の一部を補助する。

第九十二条第三号を削り、第四号を第三号とする。

第九十五条及び第九十六条中「毎年度予算の範囲内において」を削り、「二分の一以内」を「二分の一」に改める。

(主要農作物種子法の一部改正)

第十条 主要農作物種子法(昭和二十七年法律第三十一号)の一部を次のように改正する。

第七条を次のように改める。

(国の補助)

第七条 国は、都道府県に対し、政令で定めるところにより、は場審査及び生産物審査、第六条の事務、第六条の二の主要農作物の原種及び原原種の生産並びに前条の試験に必要な

経費の一部を補助する。

2 国は、都道府県に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、主要農作物の種子の生産に必要な経費につき都道府県が指定種子生産者に補助する経費の全部又は一部を補助することができる。

(補助金等の臨時特例等に関する法律の一部改正)

第十一条 補助金等の臨時特例等に関する法律(昭和二十九年法律第二百九十九号)の一部を次のように改正する。

第十八条の見出しを「(公営住宅法に基づく指導監督費の交付の特例)」に改め、同条第一項を削り、同条第二項中「公営住宅法」の下に「(昭和二十六年法律第九十三号)」を加え、同項を同条第一項とし、同条第三項を同条第二項とする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

地方公共団体又はその機関が法令に基づいて実施すべき事務に要する経費のうち国がその全部又は一部を負担すべきものの範囲につき整理を行い、あわせて、関係法律における国庫負担に関する規定を整備する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方行政委員会議録第四号中正誤

ページ		誤		正	
四	一	特定市街区域	特定市街化区域		
三	二	個人所得税	個人所得割		
六	二	(一)各種	(二)各種		
元	三	地方財源	地方財源		
三	一	激減	激増		
三	三	地税法	地税法		